

亀山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第12号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付には、適用しない。

第6条中「前条」を「前条第1項」に改める。

別表第1の20の項、23の項及び30の項中「 |

300円 |」を

「	300円（多機能端末機	
300円 」	による交付にあつては、	
	200円)	」

に改める。

別表第2の3の項中「1, 580, 000円」を「1, 590, 000円」に、「1, 940, 000円」を「1, 950, 000円」に、「2, 260, 000円」を「2, 270, 000円」に改める。

別表第6の1の表1の項中「2の表に定める」の次に「1棟当たりの金額を合算して得た」を加え、同表2の項中「3の表に定める」の次に「1棟当たりの金額（新たに加える建築物については、2の表に定める1棟当たりの金額）を合算して得た」を加え、別表第6の2の（1）の表中「1件」を「1棟」に改め、「1棟の」を削り、別表第6の2の（2）の表及び別表第6の2の（3）の表中「1件」を「1棟」に改め、別表第6の3の（1）の表中「1件」を「1棟」

に改め、「1棟の」を削り、別表第6の3の(2)の表及び別表第6の3の(3)の表中「1件」を「1棟」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の改正規定 令和元年10月1日
- (2) 第5条に1項を加える改正規定並びに第6条及び別表第1の改正規定 令和2年2月1日
- (3) 別表第6の1の表、別表第6の2の(1)の表、別表第6の2の(2)の表、別表第6の2の(3)の表、別表第6の3の(1)の表、別表第6の3の(2)の表及び別表第6の3の(3)の表の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日